

壱岐市農業委員会定例会（平成30年3月）

議 事 録

1. 開催日時 平成30年3月22日（木） 午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 16名
4. 欠席委員 …番 …委員 …番 …委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
 - 第2. 議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第 9号 非農地証明願いについて
 - 議案第10号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
 - 議案第11号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第12号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
 - 議案第13号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について
 - 議案第14号 農地利用状況調査に係る農地の判断について

7. その他

開 会 （ 午前 9 : 0 0 ）

事務局 皆さんおはようございます。定刻になりましたので、只今から平成30年3月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日は、…番 …委員さん、…番 …委員さんより欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は19名中17名で定数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願いいたします。

議長 【会長挨拶】

それでは、早速議事に入らせて頂きます。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員にお願いをいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が2件あがっております。受け手は全て個人ですので農地所有適格化法人要件の適用はありません。また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、信託要件の適用もありません。それから、全て贈与ですので、又貸し、転貸禁止要件にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それと、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないか、というような4つのことを審議して頂くこととなります。

4番 土地の所在

郷ノ浦町物部本村触字壱岐ノ戸	・・・	田	1,	100	m ²
郷ノ浦町柳田触字川坂	・・・	田	1,	544	m ²
同じく	・・・	田		270	m ²

計 田が3筆で2,914 m²

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は田が20,479 m² 畑が11,140 m² 計 31,619 m²です。

申請理由、譲渡人、長男へ生前贈与する。

譲受人、受贈し、耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」、主な作物は水稻・飼料です。農機具はトラクター、小型ショベル、脱穀機、軽トラです。田植機、コンバインは借りてあります。農作業暦は本人が36年です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今まで通りですので、

周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3月19日に・・・委員さん立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 お早うございます。地区担当の・・・です。今、説明があったとおり19日に事務局立ち会いの下、視察をいたしました。家庭内の生前贈与でございます。それと長男さんは、郷ノ浦町の認定農業者の会長もされておりますので、今後の作付け等においても何ら問題はなかろうと思っておりますので、是非よろしく願いをいたします。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第8号4番は決定いたします。続きまして5番の説明を求めます。

事務局 はい、5番 土地の所在、

芦辺町国分本村触字茂須	・・・・・・	田	1,	584	m ²			
芦辺町国分本村触字釜蓋	・・・・・・	畑	2,	738	m ²			
同じく	・・・・・・	田	1,	370	m ²			
芦辺町国分本村触字兵瀬	・・・・・・	畑	2,	062	m ²			
田が2筆で	2,954	m ²	畑が2筆で	4,800	m ²	計4筆で	7,754	m ²
譲渡人、	・・・・・・							
譲受人、	・・・・・・							

経営地は田が7,492 m² 畑が5,288 m² 計12,780 m²です。
申請理由、譲渡人、後継者へ生前贈与する。
譲受人、受贈し、耕作に従事する。ということです。
権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」、主な作物は水稲・野菜です。農機具は、トラクター、管理機、コンバイン、軽トラです。田植えは委託をされてあります。農作業暦は本人が30年です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今まで通りですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3月19日に・・・委員さんと譲受人立ち合いの下、現地確認を行なっております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。事務局の報告の通りでありまして、贈与ですので、別に問題ないと思いますが一つよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第8号5番も決定いたします。続きまして議案第9号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第9号「非農地証明願について」、このことについて、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

2番 土地の所在

勝本町立石東触字川久保 ・・・・ 台帳地目 田 現況地目 農業用施設
面積 1, 184㎡

転用目的 農業用施設

申請人、・・・

申請理由 平成9年頃に繁殖牛の増頭を行った為、子牛の頭数も増え、隣接地の農地を農業用施設として利用せざるを得なくなり、牛舎、堆肥舎を建設し、残地を放牧場として利用している。というものです。位置図、写真は3頁から4頁です。3月19日に・・・委員さんと・・・さん立ち合いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 鯨伏、立石地区担当の・・・です。3月19日に・・・さん立ち合いの下、事務局ご両名と現地を確認いたしました。本件につきましては、事務局のご説明の通りであります。状況及び申請主旨について補足をいたします。申請者・・・さんは、かなり以前から繁殖牛の経営をされております。約20年位前に増頭される為、本牛舎の隣の農地に地目は田んぼですが、そこに別の牛舎を増設していたという事です。その時点では、転用手続きをするまでもなく今日に至ったという事ですが、今日的情勢からして現状に合わせて帳面上も田として農地として無いことの証明・確認をしてもらいたいという申請であります。結局農地から外してもらいたいという事です。ご審議をお願いいたします。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第9号2番は決

定いたします。

続きまして、3番の説明を求めます。

事務局

はい、3番 土地の所在

芦辺町諸吉二亦触字林 台帳地目 畑 現況地目 雑種地 面積 591 m²

転用目的 雑種地

申請人、.

申請理由 昭和50年頃から壱岐電話工業株式会社に電柱等の資材置場として、平成29年まで貸し付けていた。現在もそのままの状態となっている。というものです。位置図、写真は5頁から6頁です。3月19日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・番・・委員。

・・委員

地区担当の・・でございます。事務局からの説明の通り3月19日・・さん立ち会いの下、現地を確認いたしました。申請人のお母さんが資材置き場として貸し付けてあったようですが、一部舗装してあり、1/3位は法面で竹が茂っておりました。孤立した農地であり、周辺農地への影響はないと思いますので、どうぞ皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか。
【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第9号3番も決定いたします。

続きまして、議案第10号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、7頁をお願いします。

議案第10号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする必要がある。

1番 土地の所在、

芦辺町箱崎大左右触字小場 畑 442 m²

除外目的、住宅用地

申請人、.

申請理由、許可済みの隣接地・・番・・で住居建設を予定していたが、土砂崩れを考慮し、法面部分を広くしたことにより、宅地面積が5割程減少し、予定していた計画に家屋が収まらなくなった為、農用地区域からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は8頁から10頁です。3月16日に・・・委員さんと申請人と申請人のお父さん立ち会いの下、現地確認を行っておりますが、・・・委員さんは、3月19日から畜産の関係で島外に研修に行かれてありまして、船が欠航等で本日は欠席させてくれとの事でありました。皆様方によりしくとの事のでございましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第10号1番は意見を付して回答いたします。続きまして、議案第11号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

大変申し訳ありませんが、議案送付後1件取り消しがありましたので、別紙のとおり差し替え願ひます。それから議案第11号と議案第12号は関連がございますので、一括して説明させていただきます。11頁をお願ひします。議案第11号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。12頁の平成30年3月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度11頁をお願ひします。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃借権設定、2年間のもので田が1筆で4,898㎡、5年間のもので田が3筆で5,975㎡、畑が2筆で4,334㎡、計5筆で10,309㎡、7年間のもので田が1筆で1,370㎡、合計7筆で16,577㎡

使用貸借権設定、10年間のもので田が7筆で11,973㎡、畑が3筆で4,200㎡、計10筆で16,173㎡となっております。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

13頁をお願ひいたします。議案第12号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。14頁の平成30年3月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度13頁をお願ひします。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案は、議案第11号で説明いたしました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第11号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画案の決定は、

同時施行といたします。

これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 中間管理機構に貸付けるのは、私は最低でも5年なければならないと思っておりましたが、2年でも良いのですか。

事務局 議長。

議長 はい、事務局長。

事務局 年数につきましては、未相続農地は相続権者の2分の1超えの同意があれば、最大5年ではありますが、それ以下でも結構であります。この案件に上がっておりますのは、刈田院さんの換地によりまして、農地以外のものが今回農地になったという事での契約でありまして、貸付終了日を既存のものに合わせるという事で2年と7年という事になっております。

議長 よろしいですか。

・・委員 はい。

議長 外にはございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第11号と議案第12号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。

続きまして、議案第13号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 15頁をお願いします。議案第13号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により意見を求められております。耕作者の変更になります。番号1、土地の所在 郷ノ浦町物部本村触字小坂 ・ ・ ・ ・ ・ 地目 畑 面積 1,200㎡の受け手が ・ ・ ・ ・ ・ さんから株式会社 ・ ・ ・ ・ ・ さんへ変更となっております。

この計画変更（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、この件につきまして何かご質疑ございませんでしょうか。

・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。
・・・委員 どちらも・・・さんですが法人への変更ですか。
事務局 議長。
議長 はい、事務局長。
事務局 そうです。個人から法人へ耕作者の変更になります。
議長 よろしいでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですの
で、議案第13号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。
続きまして、議案第14号 「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」
を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 それでは16頁をお願いします。議案第14号 「農地利用状況調査に係
る非農地の判断について」
遊休農地が農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かについ
て、審議のうえ決定の要がある。
1 農業委員会は、利用状況調査の結果をもとに、下記の条件に該当する農
地であるか定例会で判断を行う。
農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力
又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図る
ための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、
次のいずれかに該当するものは、農地法第2条第1項の「農地」に該当しない
ものとする。
ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的
な条件整備が著しく困難な場合
イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農
地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合
2 農業委員会は、1において「農地」に該当しないと判断された場合、総
会での議決を経て所有者等に対し「非農地通知書」を県、市、法務局の関係機
関に対し「非農地通知一覧表」を送付しその後 農地基本台帳の整理を行いま
す。
17頁～50頁に農地利用最適化推進委員さん方と農業委員さん方に対象
地の現況確認をしていただきました結果を掲載しております。
今回、非農地と判断されたものは1,241筆で77.22haとなっております。
発送先の氏名欄に（調査中）と記載しておりますのは、お亡くなりにな
っておりますので、相続関係者を調査して発送いたします。以上で事務局から
の説明を終わります。
議長 はい、以上の説明でございますけど、皆さんから何かご質疑ございませ
んでしょうか。
・・・委員 議長。
議長 はい、4番・・・委員。

・・・委員 この非農地通知を出せば、必然的に法務局に変更届けかなんか個人が出す訳ですか。

事務局 議長。

議長 はい、事務局長。

事務局 只今の・・・委員さんのご質問でございますけど、非農地通知書というものを所有者等に出しますから、それも基に地目変更申請書というものを法務局に提出する事になります。その手続きによりまして、法務局職員が現地確認をいたしまして、地目が農地から農地以外へこの場合でありますと山林へ変更になるという手続きの流れになります。あくまでも非農地通知書を出すことによりまして、農地台帳から落とすものでありますから、それによりまして次年度以降の農地の利用状況調査は必要ないという事になります。その旨は、所有者さんの方には通知をする段階で通知の中に記載をしたいと思えます。

・・・委員 議長。

議長 はい、4番・・・委員。

・・・委員 あれですか。個人の皆様方には農業委員会からこういう手続きをして法務局に出しなさいという便りを出す訳ですか。

事務局 議長。

議長 はい、事務局長。

事務局 前年度の非農地通知書の後段部分に「本通知書を添書とすることで法務局へ登記地目を農地以外にする手続を申し込むことが出来ますが、変更後の地目は法務局の現地確認後に決定されます。」と記載しておりますので、今年度もその旨、記載いたします。

・・・委員 議長。

議長 はい、13番・・・委員。

・・・委員 農業委員会が非農地して良いかを所有者に通知を出して、例えば調査中の方に返事がない方はまだ外さん訳ですかね。

事務局 議長。

議長 はい、事務局長。

事務局 返事がないといえますか。こちらから通知を出すだけですから、もし宛先が不明でありますと事務局に戻ってきますので、これはただ出すだけの話であります。

・・・委員 議長。

議長 はい、13番・・・委員。

・・・委員 そしたら結局、農地から非農地にはしない訳ですか。

事務局 議長。

議長 はい、事務局長。

事務局 非農地通知書を所有者等に発送しますと農家台帳から外すことになります。今調査中と記載いたしておりますのは、所有者と管理者等も亡くなられており

まして、死亡者に出す訳にもいきませんので、相続関係者の方を調査しまして、そちらの方に送付するという事であります。

・・委員 議長。

議長 はい、13番・・委員。

・・委員 結局、この分は次からは、調査はしなくて良い訳でしょう。

事務局 議長。

議長 はい、事務局長。

事務局 その分は台帳から落しますので、次年度から農地利用状況調査はしなくて良くなります。

・・委員 議長。

議長 はい、9番・・委員。

・・委員 通知を出しても本人がいや今年は作ってないけど、今後は作る予定であるという場合は、本人の意思によってそれは良いわけでしょう。

事務局 議長。

議長 はい、事務局長。

事務局 それは、調査時点と言いますか、今回は農地利用最適化推進委員さん方と農業委員さん方で確認をして頂いておりますから、間違いはないと思っておりますが、万が一にも間違いがあった場合は、通知を出しても現況が農地の場合は法務局職員がここは山林にはならないという事で地目の変更ができませんから、その分は農業委員会事務局まで言って頂ければ、その非農地通知書を取り消すという事で農地として利用してもらおうという形で取り扱いたいと思います。事務局といたしましても連絡をしてもらいませんと把握できませんから連絡はして頂きたいと思います。

議長 はい、外にございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第14号も決定いたします。

皆さん方から何かございましたら。ございませんようでしたら本日の総会の日程を終了させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。